

# 令和5年度 事業報告書

石川県石川中央保健福祉センター  
福祉相談部

福祉に関する事務所  
中央児童相談所  
女性相談支援センター  
身体障害者更生相談所  
知的障害者更生相談所

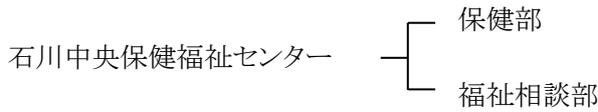
# 目 次

第1	石川中央保健福祉センター	
1	福祉相談部の組織及び分掌事務	1
2	管内の状況	2
3	療育手帳交付事務	3
4	身体障害者手帳交付事務	4
第2	福祉に関する事務所	
1	管内の概要	5
2	生活保護	6
3	中国残留邦人等支援	7
4	生活困窮者自立支援	8
5	障害者福祉	9
6	老人福祉	10
7	児童・ひとり親家庭の福祉	11
8	民生委員・児童委員	12
第3	中央児童相談所	
1	児童相談所の業務	13
2	相談の種類	13
3	児童相談の流れ	14
4	管内の状況	15
5	相談の状況	16
第4	女性相談支援センター	
1	婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの業務	20
1-2	相談の内容	20
1-3	相談のしくみ	21
1-4	管内の状況	22
1-5	相談の状況	22
2	いしかわ性暴力被害者支援センター (パープルサポートいしかわ)の業務	24
第5	身体障害者更生相談所	
1	身体障害者更生相談所の業務	25
2	管内の状況	26
3	相談判定状況	27
第6	知的障害者更生相談所	
1	知的障害者更生相談所の業務	31
2	管内の状況	32
3	相談判定状況	33

# 第1 石川中央保健福祉センター

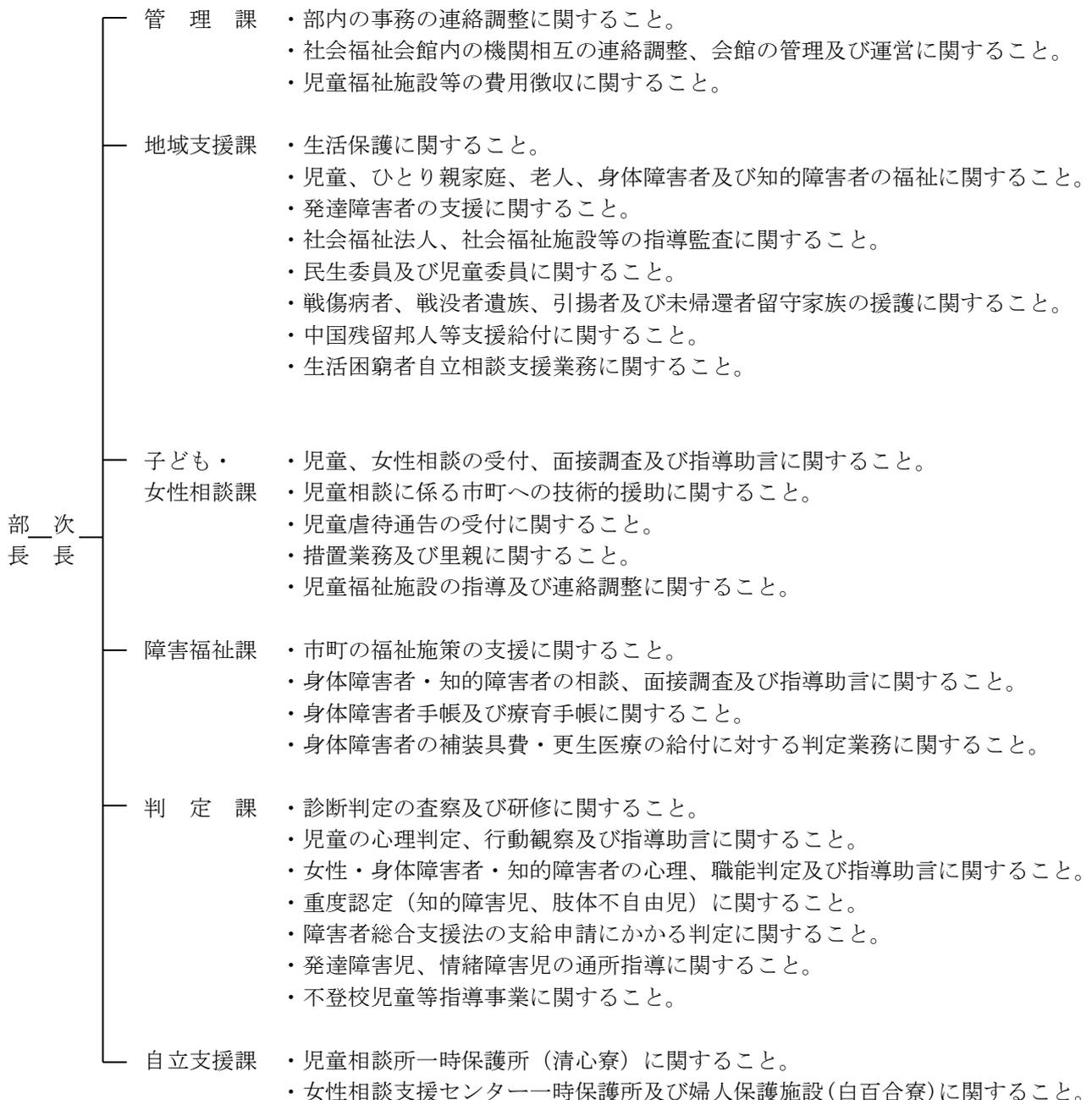
# 石川中央保健福祉センター

保健と福祉がより密接な連携をとるため、平成12年4月1日に石川中央保健所、中央福祉事務所、福祉総合相談所(中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)が統合された組織である。



## 1 福祉相談部の組織及び分掌事務

福祉相談部は福祉に関する事務所、中央児童相談所、女性相談支援センター(婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター・いしかわ性暴力被害者支援センター)、身体障害者及び知的障害者の更生相談所を統合したものであり、福祉に関する相談を一体的に運営することにより、複雑多様化しているニーズに対して、総合的な相談・指導等を行うと共に市町等に広域的、専門的な支援を行っている。



## 2 管内の状況

(1) 石川中央保健福祉センター福祉相談部の管轄地域は、所管する業務によって下記のとおりとなっている。

①福祉に関する事務所：能美郡・河北郡

②中央児童相談所：小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・能美郡・河北郡

③女性相談支援センター：県内全域

④身体障害者更生相談所：県内全域

⑤知的障害者更生相談所：県内全域

(2) 管内の状況

所轄区域		市町名		面積(k㎡)	人口(人)	世帯数
女性相談支援センター ・ 身体障害者更生相談所 ・ 知的障害者更生相談所	中央児童相談所	小松市		371.05	104,715	42,681
		加賀市		305.87	60,425	25,114
		かほく市		64.44	35,216	13,266
		白山市		754.93	109,486	42,319
		能美市		84.14	48,276	18,857
		野々市市		13.56	57,877	27,219
		福祉に関する事務所	能美郡	川北町	14.64	6,061
	河北郡		津幡町	110.59	36,836	13,974
			内灘町	20.33	26,136	11,046
	計		145.56	69,033	26,996	
	計(中央児童相談所)			1,739.55	485,028	196,452
	金沢市			468.79	457,717	208,744
	七尾市			318.29	47,444	20,117
	輪島市			426.32	22,101	9,345
	珠洲市			247.20	11,817	5,306
羽咋市			81.85	19,274	7,977	
羽咋郡	志賀町		246.76	17,332	7,314	
	宝達志水町		111.51	11,342	4,341	
鹿島郡	中能登町		89.45	15,771	6,061	
鳳珠郡	穴水町		183.21	7,363	3,205	
	能登町		273.27	14,385	6,239	
合計(県計)			4,186.20	1,109,574	475,101	

(注) 1 人口・世帯数は、「令和2年国勢調査」結果に基づく推計値。(令和5年10月1日現在)

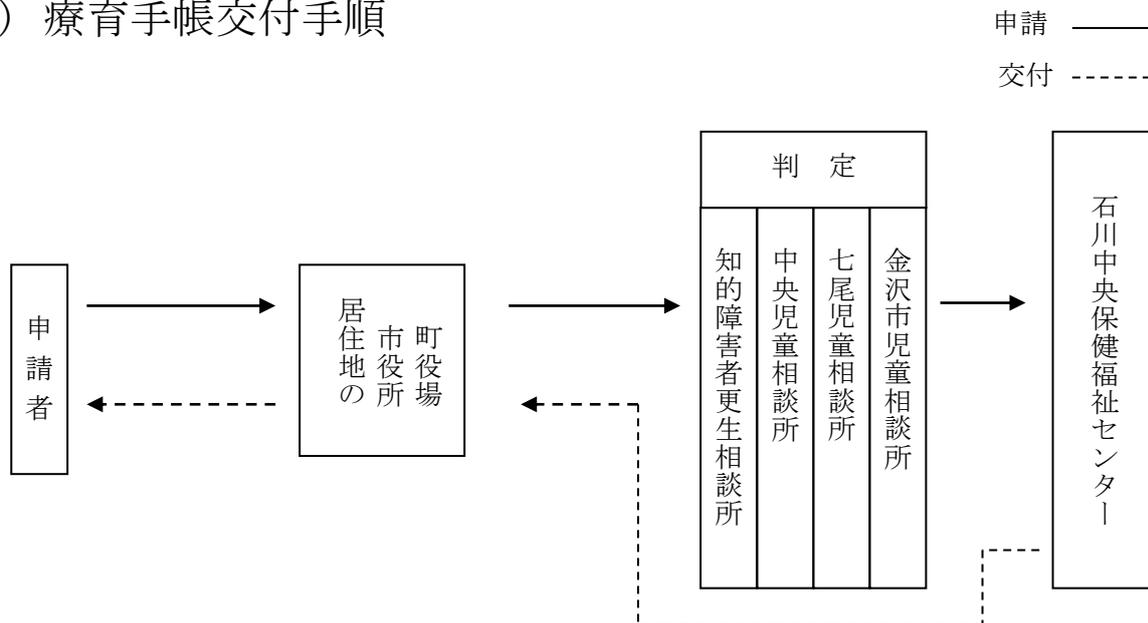
2 面積は、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」に基づく面積。

3 福祉に関する事務所の所轄区域については、能美郡の生活保護以外の業務は除く。

### 3 療育手帳交付事務

石川県療育手帳規則に基づき、知的障害者（児）への一貫した指導・相談・援助等を円滑に実施するために療育手帳を交付している。

#### (1) 療育手帳交付手順



#### (2) 療育手帳交付状況 (令和5年度)

(単位：件)

区分	新規	更新	合計
判定 A	29	245	274
判定 B	335	858	1,193
合計	364	1,103	1,467

判定 A：重度の障害

判定 B：中度又は軽度の障害

#### (3) 療育手帳取扱い状況 (令和5年度)

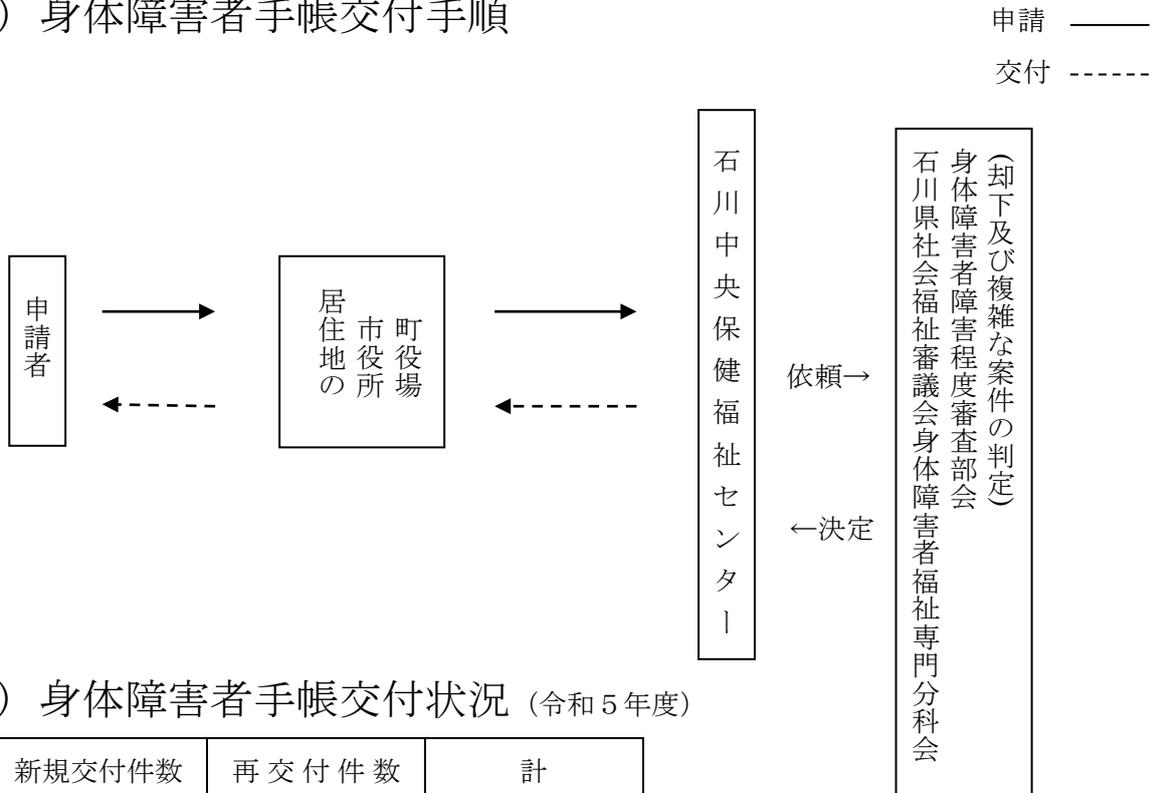
(単位：件)

区分	判定 A	判定 B	非該当	合計
18歳未満	124	659	61	844
18歳以上	150	534	3	687
合計	274	1,193	64	1,531

## 4 身体障害者手帳交付事務

身体障害者福祉法第15条に基づく身体障害者手帳の交付事務を行っている(中核市の金沢市を除く)。  
 交付手順及び交付状況は下記のとおりである。

### (1) 身体障害者手帳交付手順



### (2) 身体障害者手帳交付状況 (令和5年度)

新規交付件数	再交付件数	計
1,537	816	2,353

### (3) 等級別障害別身体障害者手帳新規交付状況 (令和5年度) (単位:件)

等級 障害名	重 度		中 度		軽 度		計	障害別 比率 (%)
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
視 覚	18	31	2	13	17	1	82	5.3
聴覚平衡		2	12	24		66	104	6.8
音声言語 そしゃく			19	13			32	2.1
肢体不自由	196	123	55	50	25	19	468	30.4
内 部	537	3	140	171			851	55.4
計	751	159	228	271	42	86	1,537	100.0
程度別比率 (%)	49.0	10.3	14.8	17.6	2.7	5.6	100.0	

## 第2 福祉に関する事務所

# 福祉に関する事務所

## 1 管内の概要

(令和5年度)

区 分		河 北 郡		能美郡 川北町	管内計	
		津幡町	内灘町			
面 積 ( km <sup>2</sup> )		110.59	20.33	14.64	145.56	
					130.92	
人 口 ( 人 )		36, 836	26, 136	6, 061	69, 033	
生活 保護 ※	被保護世帯数(世帯)	100 (0)	114 (0)	3 (0)	217 (0)	
	被保護人員(人)	116 (0)	123 (0)	3 (0)	242 (0)	
	保 護 率 ( ‰ )	3. 1	4. 7	0. 5	3. 5	
中国 残留 邦人 等 ※	被支援世帯数(世帯)	0	0	0	0	
	被支援人員(人)	0	0	0	0	
生活困窮者住居 確保給付金※	支給世帯数 (世帯)	1	2	0	3	
老 人	高齢者数(65歳以上)(人)	9, 436	7, 299	南加賀保健福祉センターで管轄	16, 735	
	高 齢 化 率 ( % )	25. 6	27. 9		26. 6	
児 童	保育所数(箇所)	4	3		7	
	幼保連携認定こども園(保育所型含む)数(箇所)	9	7		16	
	保育所入所児童数(人)	455	243		698	
	幼保連携認定こども園(保育所型含む)入所児童数(人)	1, 263	859		2, 122	
母子父子家庭世帯数(世帯)		262	203			465
民生・児童委員数(人)		88	60			148

(注) 1 人口・高齢者数は、令和5年10月1日現在推計値。

2 面積は、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」に基づく面積。

3 保育所数(県計)は、保育所型認定こども園含む。

4 児童数(県計)は、保育所型認定こども園2・3号認定含み、1号認定除く。

5 母子父子世帯数は、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)に基づく数値。

6 生活保護の( )内は、停止中の数で内数。

7 川北町は、生活保護等(※の業務)についてのみ管轄区域であり、他の業務については管轄区域でない。

8 民生・児童委員数の県計は金沢市を除く。

## 2 生活保護

憲法第25条の規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

### (1) 管内の保護動向

令和6年3月31日現在の受給世帯は217世帯(受給人員は242人)となっており、令和5年度中、2世帯増となった。

(令和4年度中:増減なし、令和3年度中:10世帯増、令和2年度中:9世帯減、令和元年度中:増減なし)

### (2) 保護の開始・廃止

令和5年度中の保護開始は47世帯、開始理由別では「預貯金等の減少」17件(36.2%)と最も多く、「世帯主の傷病」16件(34.0%)となっている。

また、保護の廃止は、45世帯で、廃止理由は、「死亡」が12件(26.7%)と最も多く、「転出」が8件(17.8%)となっている。

#### ① 生活保護事務処理状況 (令和5年度)

申請受理件数			処 理 内 訳			未決定 (繰越)	廃 止	世帯数 (年度末)	停 止	停止解除
繰越	新規	変 更	開 始	変 更	取下、却下					
0	50	541	47	541	1	2	45	217	2	4

#### ② 開始理由別新規保護件数 (令和5年度)

世帯主の傷病	預貯金等の減少	失業・稼働収入減	要介護状態	転 入	その他	計
16	17	5	2	2	5	47

#### ③ 理由別保護廃止件数 (令和5年度)

死 亡	転 出	稼働収入増	医療費の 他法負担	施設入所	社会保障 給付金増	その他	計
12	8	6	3	0	5	11	45

#### ④ 管内市町別被保護世帯数・人員・保護率・世帯類型 (令和6年3月31日現在)

区 分 町 名	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	高齢世帯	母子世帯	傷病・障害 世 帯	その他 世 帯	計
津 幡 町	100	116	3.1	54	3	30	13	100
内 灘 町	114	123	4.7	74	3	31	6	114
川 北 町	3	3	0.5	3				3
計	217	242	3.5	131	6	61	19	217

⑤ 保護費の内訳（令和5年度）

区 分	金 額(円)	構成比(%)
生 活 扶 助	98,768,935	53.0
住 宅 扶 助	53,304,383	28.6
教 育 扶 助	1,193,605	0.6
医 療 扶 助	1,396,576	0.7
介護、その他の扶助 (出産・生業・葬祭)	1,053,077	0.6
施 設 事 務 費	30,665,893	16.4
就労自立給付金	115,442	0.1
計	186,497,911	100.0

### 3 中国残留邦人等支援

「高齢基礎年金の満額支給」の対象となる特定中国残留邦人等又は、その配偶者の属する世帯において、収入が一定の基準に満たない場合、平成20年度より従来の生活保護に代えて、新たに支援給付を行っている。

① 支援給付事務処理状況（令和5年度）

申請受理件数		処 理 件 数			廃 止	支給世帯数 (令6.3.31現在)	停 止	停止解除
新 規	変 更	開 始	変 更	取下、却下				
—	—	—	—	—	—	—	—	—

② 各扶助費別金額（令和5年度）

区 分	金 額(円)	構成比(%)
総 額	—	—
生 活 扶 助	—	—
住 宅 扶 助	—	—
教 育 扶 助	—	—
医 療 扶 助	—	—
介護、その他の扶助 (出産・生業・葬祭)	—	—
施 設 事 務 費	—	—
就労自立給付金	—	—

## 4 生活困窮者自立支援

### (1) 住宅確保給付金

離職などにより、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、住居の確保のため家賃相当額の給付を行うとともに就労支援を行う。

上限額 単身 31,000円 2人世帯 37,000円 3人～5人世帯 40,100円

ただし、単身世帯のうち住居の床面積が15㎡以下の場合は次の額の範囲内とする。

[11～15㎡ 28,000円、7～10㎡ 25,000円、6㎡以下 22,000円]

支給期間 3ヶ月限度(就職活動を誠実に継続している場合、3ヶ月延長及び更に3ヶ月再延長可)

#### ① 住居確保給付金支給世帯人員状況(令和5年度)

年度当初 A		開始 B		廃止 C		年度末 A+B-C		停止		停止解除	
世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
3	6	3	9	6	15	0	0				

#### ② 住居確保給付金支給状況(令和5年度)

件数	金額
3	1,015,300

#### ③ 住居確保給付金申請事務処理状況(令和5年度)

種別	申請書受理	取り下げ	処理内訳 v			申請書受理後決定までの期間				未決定 (繰越)
			開始 変更	却下	計	14日 以内	30日 以内	60日 未満	60日 以上	
新規	3		3		3	3				
変更										
計	3		3		3	3				

## 5 障害者福祉

### 特別障害者手当等支給

在宅の重度の知的・身体障害児(者)等に対して次の手当の支給を行っている。

- (1)特別障害者手当 20歳以上で、知的・身体等に重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する者に支給。〔月額 27,980 円〕
- (2)障害児福祉手当 20歳未満で、知的・身体等に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する者に支給。〔月額 15,220 円〕
- (3)経過的福祉手当 昭和61年3月31日において20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者に支給。〔月額 15,220 円〕

#### ① 管内特別障害者手当等支給事務処理状況(令和5年度) (単位:件)

区 分	申 請	決 定 状 況 等			停 止 解 除	停 止	資 格 喪 失	年 度 末 受 給 者 数
		認 定	却 下	保 留				
特別障害者手当	11	11	0			2	4	60人
障害児福祉手当	3	3			0		3	29人
経過的福祉手当								1人

#### ② 特別障害者手当等の支給状況(令和6年3月31日現在) (単位:人)

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
津 幡 町	25	17		42
内 灘 町	35	12	1	48
計	60	29	1	90

## 6 老人福祉

### (1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に基づいて設置された施設で、環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な老人が入所する(県内9ヵ所、定員700人)。

老人ホーム入所措置事務の窓口は市町であり、当所においては市町からの各種情報により、入所措置に係る広域連絡調整等を行っている。

養護老人ホーム入所状況

(令和6年4月1日現在、単位:人)

施設名 定員 市町名	金沢市		七尾市	小松市			輪島市	穴水町	能登町	県外の施設	計
	向陽苑崎浦	向陽苑木曳野	あつとほーむ 若葉	松寿園	第二松寿園	(盲)自生園	ふるさと 能登	朱鷺の苑	石川県鳳寿荘		
	120	120	80	80	50	50	50	80	70		700
金沢市	101	94		5	2	15					217
かほく市	2										2
白山市	6	7	1	11	8	1					34
野々市市	1	4			1						6
津幡町	1	1									2
内灘町		1									1
計	111	107	1	16	11	16	0	0	0	0	262

### (2) 長寿者慶祝事業(長寿者お祝い、訪問)

年度中に満100歳になられる方へ「老人の日」に記念品等を贈る。

長寿者慶祝事業(令和5年度)

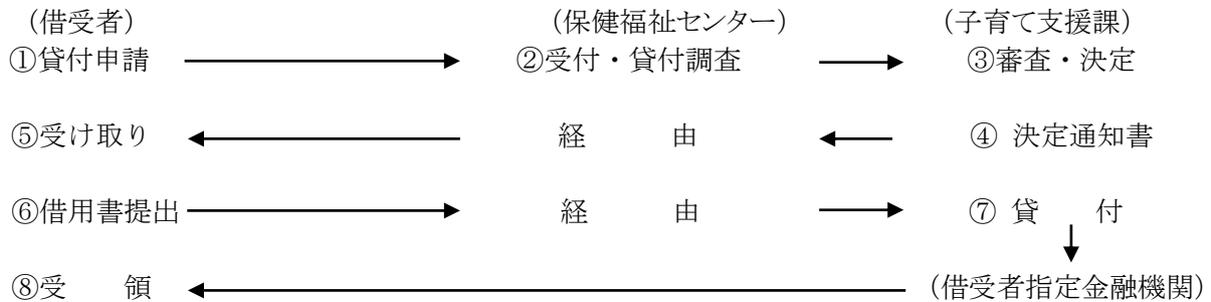
(単位:人)

区分	金沢市	かほく市	白山市	野々市市	津幡町	内灘町	他センターからの依頼	計
人数	175	14	42	12	20	8		271

## 7 児童・ひとり親家庭の福祉

ひとり親家庭の福祉推進のために母子・父子自立支援員1名が配置され、相談業務を行っている。  
このほかに、母子寡婦福祉資金の貸付事務、母子生活支援施設への入所、交通災害等遺児すこやか資金の支給事務を行っている。

### 【母子寡婦福祉資金貸付金の経路図】



① ひとり親家庭福祉相談種別状況  
(令和5年度) (単位:件)

相談種別	件 数	割合(%)
生活相談	163	37.8
児童相談	32	7.4
援護相談	228	52.8
その他	9	2.0
計	432	100.0

② 県単独事業実績  
(令和5年度) (単位:円)

市 町	交通災害等遺児 すこやか資金
金 沢 市	0
かほく市	0
白 山 市	0
野々市市	1
津 幡 町	0
内 灘 町	0
計	1

## 8 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け(児童福祉法の規定により児童委員を兼任する)、社会奉仕の精神をもって、地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

管内の民生・児童委員148人が、令和5年度中に受理した相談は1,427件で、その内訳は次の表のとおりとなっている。

なお、民生・児童委員の中から、児童福祉に関する活動を専門に担当するのが主任児童委員(10人)である。

相談・支援状況(令和5年度)

区 分		件 数	割合(%)	区 分		件 数	割合(%)
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在 宅 福 祉	53	3.71	分・ 野支 別援 相件 談数	高齢者に関すること	472	33.05
	介 護 保 険	17	1.19		障害者に関すること	35	2.45
	健康・保健医療	76	5.33		子どもに関すること	496	34.73
	子育て・母子保健	112	7.85		そ の 他	425	29.76
	子どもの地域生活	95	6.66		計	1,428	100.00
	子どもの教育・ 学 校 生 活	117	8.20	そ の 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	1,013	8.32
	生 活 費	14	0.98		行事・事業・会議への 参加協力	2,158	17.73
	年 金 ・ 保 険	1	0.07		地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	6,718	55.19
	仕 事	0	0.00		民 児 協 運 営 ・ 研 修	2,061	16.93
	家 族 関 係	60	4.20		証 明 事 務	211	1.73
	住 居	41	2.87		要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	11	0.09
	生 活 環 境	83	5.82		計	12,172	100.00
	日 常 的 な 支 援	330	23.13				
	そ の 他	428	29.99				
計	1,427	100.00					

# 第3 中 央 児 童 相 談 所

# 中央児童相談所

## 1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関である。本県には、中央、七尾の県2箇所に加え、平成18年4月から金沢市が開設した市1箇所の計3箇所の児童相談所が設置されている。県の児童相談所は、主として次の業務を行っている。

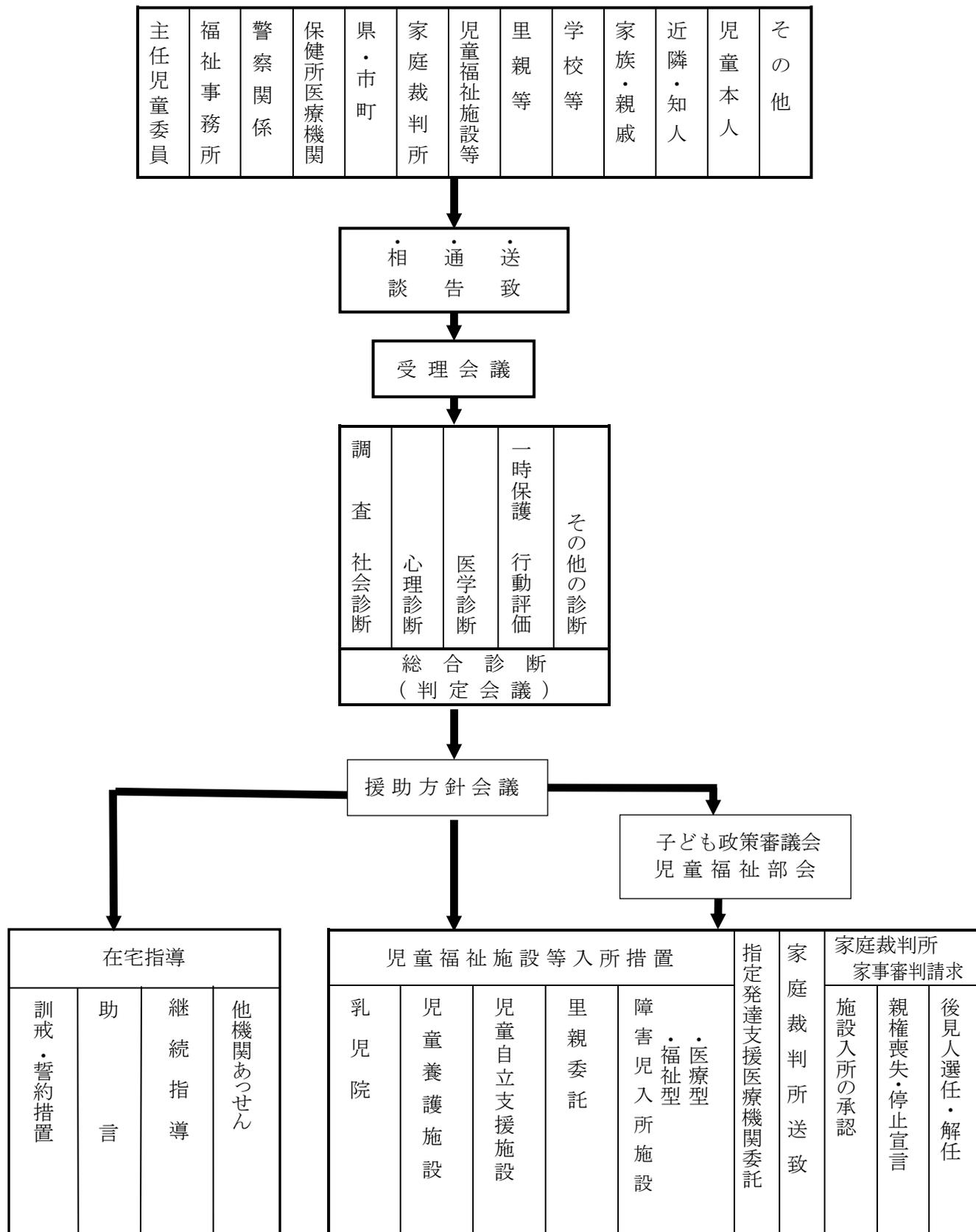
- (1) 市町の児童の福祉に関する業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づいて必要な指導を行うこと。
- (4) 必要に応じて、巡回して(2)～(3)の業務を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行うこと。

## 2 相談の種類

相談の種類は、その内容によって、次の15の相談種別に分類される。

相談種別		内容
養護	養護相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難な児童や棄児、迷子、虐待を受けた児童等環境に問題を持つ児童及び養子縁組に関する相談
保健	保健相談	未熟児、虚弱児、小児ぜんそく、その他の疾患を有する児童に関する相談
心身障害	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れを持つ児童に関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害を持つ児童に関する相談
	言語発達障害等相談	音声や言語の機能障害、言語発達遅滞を持つ児童に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害を有する児童に関する相談
	発達障害相談	発達障害もしくは発達障害と同様の症状を呈する児童に関する相談
非行	ぐ犯行為等相談	虚言、浪費、家出、乱暴、性的逸脱等の問題行動に関する相談
	触法行為等相談	刑罰法令に触れる行為のあった児童に関する相談
育成	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を持つ児童に関する相談
	不登校相談	登校(園)できない、してない状態にある児童に関する相談
	適性相談	進学や職業の適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	幼児のしつけ、遊びに関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

### 3 児童相談の流れ



## 4 管内の状況

### (1) 管内の状況

中央 児童 相談 所	市町名		人口(人)	世帯数	児童人口(人)	相談受付件数
	小松市		104,715	42,681	16,079	284
	加賀市		60,425	25,114	7,710	158
	かほく市		35,216	13,266	5,796	99
	白山市		109,486	42,319	17,874	306
	能美市		48,276	18,857	7,982	136
	野々市市		57,877	27,219	9,529	251
	能美郡	川北町	6,061	1,976	1,203	10
	河北郡	津幡町	36,836	13,974	6,015	100
		内灘町	26,136	11,046	3,859	80
	管外					94
	計		485,028	196,452	76,047	1,518

人口、世帯数、児童人口は令和5年10月1日現在推計値。

### (2) 県内児童福祉施設の設置状況(令和6年3月31日現在)

施設種別	施設数
乳児院	2
児童養護施設	8
児童自立支援施設	1
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	7
指定発達支援医療機関 (筋ジストロフィー)	1
指定発達支援医療機関 (重症心身障害)	3

## 5 相談の状況

### (1) 相談受付状況

令和5年度中に受け付けた相談の総件数は、1,518 件である。

うち養護相談が 898 件(59.2%)を占め、その大部分が児童虐待に関する相談となっている。

心身障害相談は 449 件(29.6%)を占め、その大部分が知的障害にかかる療育手帳の判定・障害児施設の契約制度にかかる受給者証の交付となっている。

(単位：件)

区分	相談種別	養護	保健	心身障害相談					非行相談		育成相談				その他	計	
				肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性			しつけ
件数		898	0	6	8	1	9	406	19	22	22	79	23	0	10	15	1,518
構成比 (%)		59.2	0	0.4	0.5	0.1	0.6	26.7	1.3	1.4	1.4	5.2	1.5	0	0.7	1.0	100.0

### (2) 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設 指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察署	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員(仲介含む)	家族・親戚	近隣知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会等								
件数	111	0	0	2	344	0	4	96		11	0	11	505	5	4	17	2	68	29	0	0	221	39	11	38	1,518
構成比 (%)	7.3	0	0	0.1	22.7	0	0.3	6.3		0.7	0	0.7	33.3	0.3	0.3	1.1	0.1	4.5	1.9	0	0	14.6	2.6	0.7	2.5	100.0

### (3) 相談処理状況

(単位：件)

区分	処理区分	助言指導	通所指導	他機関紹介	児童福祉司指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	福祉事務所送致	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設への利用契約	その他	計
件数		595	767	48	55	2	0	21	1	6	1	11	64	1,571
構成比 (%)		37.9	48.8	3.1	3.5	0.1	0	1.3	0.1	0.4	0.1	0.7	4.1	100.0

(注) 件数には前年度未処理のケース分を含む。

#### (4) 養護相談処理状況

虐待処理ケース件数の年度別・虐待内容別推移

(単位:件)

年度	虐待区分	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
令和元年度		181	70	5	280	536
2年度		207	95	6	311	619
3年度		240	93	5	347	685
4年度		226	114	4	445	789
5年度		262	94	7	440	803

#### (5) 判定の実施状況

##### ① 医学判定

囑託医は、療育手帳や特別児童扶養手当のための医学的診断及び一時保護児童や施設に措置する児童の医学的診断を行うとともに、医学的見地から児童福祉司や児童心理司にスーパーバイズしている。また、児童本人や保護者に対して専門的な見地から助言指導を行っている。

##### ② 心理判定

心理判定は、児童心理司が心理検査や面接・行動観察などによって児童の心理や知的能力等を判定するもので、その処遇の決定や相談・援助を進める上で重要なものである。

判定について相談種別で見ると、障害関係が多くを占めているが、これは療育手帳や特別児童扶養手当等に関する判定件数が多いことによる。

判定の実施状況 (令和5年度)

(単位:件)

判定項目 相談種別		判定方法					
		医学判定	心理判定				
			知能検査	発達検査	人格検査	面接観察	
相談種別	養護	110	53	9	12	123	
	障害	315	309	106		509	
	非行	12	12		2	50	
	育成	不登校		1			
		性格行動	5	9		6	3
	その他	2	1				
	その他	1					
計		445	385	115	20	685	

## (6) 出張判定の実施状況 (令和5年度)

児童相談所では、管内全ての児童等に対して、地域に密着した相談・援助活動を行うため、精神科医・児童心理司・児童福祉司がチームを組んで、来所が困難な場合などに出張判定を行っている。

出張判定の実施状況

実施市町	実施回数	相談延件数	相談内容内訳
小松市	12回	24件	療育手帳判定・特別児童扶養手当の診断

## (7) メンタルフレンド派遣事業・聴能訓練事業

### ① 不登校児に対するメンタルフレンド派遣事業

不登校で家に引きこもりがちな児童や、人とのかかわりがうまくできない児童に対して、兄姉に相当する年代の者(大学生等)を心の友(メンタルフレンド)として派遣し、話し相手になったり、スポーツや遊びの相手になったりすることで、児童の心の成長を図ろうとするものである。

本事業の実施により、登校を再開したり、当所や他の相談機関に通うようになったりといった効果が見られている。

メンタルフレンド派遣事業推移

年度	内 訳 対 象 児童数	メンタルフレンド			
		登録者数	派遣者数	延べ派遣回数	児童1人 当り平均 派遣回数
令和元年度	3人	30人	3人	41回	14回
2年度	3人	12人	3人	0回	0回
3年度	1人	5人	1人	0回	0回
4年度	1人	33人	1人	1回	1回
5年度	1人	19人	1人	5回	5回

### ② 難聴幼児に対する聴能訓練

難聴幼児とその保護者を対象として、言語聴覚士により、週一回通年で集団指導形式により、児童には聴能訓練を、保護者には家庭での訓練方法を指導している。

聴能訓練事業実績 (令和5年度)

	対象実人員	実施回数	参加延人員
実 績	5組	45回	132組

### (8) 一時保護業務の実績

児童福祉法第12条の4により、当児童相談所に一時保護所が設置されている。

一時保護は、児童福祉法第33条及び、児童虐待防止法第11条第4項の規定に基づき、緊急保護、行動観察及び短期治療を目的として実施されている。

一時保護を必要とする児童のうち、乳児は乳児院に一時保護委託するとともに、児童の状況により、他の児童福祉施設や里親等に委託する場合もある。

#### ① 保護概況（令和5年度）

一時保護所の入所実人員は増加したが、年間保護延べ人数は減少した。一時保護委託は委託実人員は増加したが、年間保護延べ人数は減少した。

区分	一時保護所				一時保護委託				一時保護延べ人数 総計
	入所 実人員	退所 実人員	1人平均 保護日数	保護延 べ人数	委託実人員		1人平均 保護日数	保護延 べ人数	
					児童福 祉施設	その他			
5年度	77(4)人	78人	23.1日	1,785人	25人	6(2)人	34.4日	1,066人	2,851人
4年度	67(6)人	69人	28.0日	1,875人	23(3)人	7(1)人	36.7日	1,101人	2,976人

注1：( )内は前年度からの繰越分で外数。

## 第4 女性相談支援センター

婦 人 相 談 所  
配偶者暴力相談支援センター  
性暴力被害者支援センター

# 女性相談支援センター

## 1 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの業務

女性相談支援センターは、売春防止法第34条の規定により設置された「婦人相談所」の業務に加えて、平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV法」という。)による「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行っている。

業務内容としては、売春に係わる要保護女性に対する転落未然防止と保護更生を目的とした支援や、配偶者からの暴力被害者に対する保護支援等を中心に、さまざまな問題を有する女性に幅広く対応するための相談、一時保護を行う他、必要に応じて女性保護施設への入所措置も行う等、関係機関との連携のもと、女性の保護と自立のための援助支援を実施している。

### 1-2 相談の内容

相談内容については、次のように区分されている。

相談区分		相談内容	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	ドメスティック・バイオレンス(夫や内縁関係の夫等による身体的・精神的・性的暴力)
		薬物中毒・酒乱	アルコール、覚せい剤、シンナー等の依存や中毒
		離婚問題	夫婦不和が原因の離婚の方法や離婚後の生活に関する知識や情報
		その他	夫の家出、ギャンブル、借金、精神障害等
	子ども	子どもからの暴力	思春期の家庭内暴力や成人に達した子ども(いわゆる婿、嫁を含む)からの親への暴力
		養育困難	子どもの養育が困難な状況等
		その他	子どもに関するその他の問題
	親族	親の暴力	親からの身体的・精神的・性的暴力
		その他の親族からの暴力	兄弟やその他の親族からの身体的・精神的暴力
		その他	その他の親族関係に関する問題
	交際相手	交際相手からの暴力	異性間の交際相手による身体的・精神的又は性的な暴力
		同性の交際相手からの暴力	同性間の交際相手による身体的・精神的又は性的な暴力
		その他	元交際相手、知人等による身体的・精神的又は性的な暴力
	その他の者からの暴力	家族以外の者からの暴力	
	男女問題	恋愛のもつれ等、性的いやがらせ	
	ストーカー被害	ストーカー行為の被害	
	家庭不和	家庭内における夫婦の性格の不一致、不仲、別居、舅姑との不和等	
	その他	その他の人間関係の問題	
	経済問題	生活困窮	住み込み就労の解雇、家賃滞納によるアパートの立ち退き等による生活困難
サラ金・借金		借金・サラ金・ヤミ金・多重債務等の金銭問題	
求職		就労、就職に関する諸問題	
その他		その他の経済問題	
医療関係	病気	身体的・精神的疾患や性感染症等に関する問題	
	精神的問題	情緒的な未熟さや不安定さ、性格行動の偏りによる不適応問題	
	妊娠・出産	妊娠、出産に関するトラブルや子の認知の問題	
	その他	その他の医療に関する問題	

相談区分	相談内容
住居問題	公営住宅への入居相談、家主からの立ち退き要求等
帰住先なし	家出、ホームレス、退院先なし等
不純異性交遊	年少者の性的非行、異性関係の問題等
売春強要	親、夫、雇い主からの売春の強要
ヒモ・暴力団関係者	ヒモ・暴力団等による売春、覚せい剤投与などの束縛
5条違反	売春防止法5条違反による、警察、地方検察庁等からの送致
人身取引	搾取(性的搾取、強制労働、臓器摘出等)を目的とし、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること、対象者を支配する者などに対する金銭の授受等の手段を用いて、人の獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、収受(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)第3条の定義による。)

## 1-3 相談のしくみ

### (1) 相談

来所による面接相談を中心としているが、必要に応じて訪問面接や他機関紹介等を行っている。  
また、専用電話による電話だけの相談も行っている。

### (2) 判定

心身に障害の疑いのある場合で、本人の更生のために必要と認められる時、医学的・心理学的判定を行っている。

### (3) 継続指導

問題が複雑な場合で、本人が希望する場合には指導を継続し、問題解決に向けての支援を行っている。

### (4) 一時保護

夫等の暴力に耐えかねて家出をした、また、家庭内紛争等で家を出たが、居所に困っている等保護を必要とすると認められるものについて、一時保護(同伴児を含む)を行っている。

なお、一時保護中、家庭裁判所・職業安定所・福祉事務所等関係機関と連携を保ちながら、自立に向けての家庭調整、健康管理、就労援助等の支援を行っている。

### (5) 女性保護施設への入所措置

一時保護所入所者で、長期にわたって生活指導等を行う必要があると認められた場合に、本人の申請により、女性保護施設へ措置を行っている。

### (6) 広報活動

社会環境浄化、配偶者等からの暴力の防止や、保護更生・自立援助等、女性相談支援センターが行っている女性保護事業について一般県民の理解と密接な協力が得られるように、関係機関等との連絡協議や、パンフレットの配布を行っている。

### (7) 女性相談員

要保護女子の発見に努め、指導・援助、調査、訪問指導、他機関との連絡調整等の職務を行うため、女性相談員が次のとおり配置されている。

県 3人(石川県女性相談支援センター内)

## 1－4 管内の状況

市町名		人口(人)	世帯(世帯)	相談件数(件)
金沢市		457,717	208,744	234
七尾市		47,444	20,117	6
小松市		104,715	42,681	71
輪島市		22,101	9,345	0
珠洲市		11,817	5,306	2
加賀市		60,425	25,114	13
羽咋市		19,274	7,977	5
かほく市		35,216	13,266	19
白山市		109,486	42,319	50
能美市		48,276	18,857	12
野々市市		57,877	27,219	52
能美郡	川北町	6,061	1,976	2
河北郡	津幡町	36,836	13,974	13
	内灘町	26,136	11,046	19
羽咋郡	志賀町	17,332	7,314	6
	宝達志水町	11,342	4,341	0
鹿島郡	中能登町	15,771	6,061	1
鳳珠郡	穴水町	7,363	3,205	4
	能登町	14,385	6,239	1
管外				19
居所不明				4
計		1,109,574	475,101	533

人口、世帯数は、令和5年10月1日現在推計値。

## 1－5 相談の状況

### (1) 相談受付状況

#### ① 相談受付状況の年度推移

(単位：件)

区分 年度	来所相談	電話相談
		DVホットライン
平成29年度	548	1,064
30年度	587	1,115
令和元年度	637	1,088
2年度	641	1,087
3年度	489	1,113
4年度	490	915
5年度	533	1,031

② 内容別来所相談受付状況（令和5年度）

来所相談の内容別受付状況を見ると、人間関係の問題についての相談が多い。特に、夫等の暴力を主訴としたドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談が69.8%と大半を占めている。

(単位：件)

相談内容		新規	再来所	合計	構成比%	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	139	233	372	69.8
		薬物中毒・酒乱			0	0
		離婚問題	13	10	23	4.3
		その他	12	4	16	3.0
	子ども	子どもからの暴力	4	4	8	1.5
		養育困難			0	0
		その他	7		7	1.3
	親族	親の暴力	4	4	8	1.5
		その他の親族からの暴力			0	0
		その他	6		6	1.1
	交際相手	交際相手からの暴力	1		1	0.2
		同性の交際相手からの暴力			0	0
		その他			0	0
		その他の者からの暴力	1		1	0.2
		男女問題	4		4	0.8
		ストーカー被害	2		2	0.4
	家庭不和	4	2	6	1.1	
	その他	3	8	11	2.1	
経済問題	生活困窮		1	1	0.2	
	サラ金・借金	1		1	0.2	
	求職			0	0	
	その他		2	2	0.4	
医療関係	病気			0	0	
	精神的問題	5	56	61	11.4	
	妊娠・出産			0	0	
	その他			0	0	
	住居問題		1	1	0.2	
	帰住先なし	2		2	0.4	
	不純異性交遊			0	0	
	売春強要			0	0	
	ヒモ・暴力団関係者			0	0	
	5条違反			0	0	
	人身取引			0	0	
	計	208	325	533	100.0	

## 2 いしかわ性暴力被害者支援センター (パープルサポートいしかわ) の業務

いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」は、同意のない・対等でない・強要された性的行為は、すべて被害者の人権や尊厳を著しく侵害する性暴力であると位置づけ、被害者が心身のケアを安心して受けられるようワンストップで必要な支援をコーディネートするとともに、被害者の心情に配慮しながら、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化を防ぐことを大きな役割として平成29年10月に開設した。

業務内容としては、電話、面談、メール(令和3年度開始)により相談を受け、被害者の状況や必要とする支援を把握し、必要とする支援に応じて、医療機関や警察、弁護士会など関係機関に連絡するとともに、被害者がつらい経験を何度も話さなくても済むように関係機関に付き添うことや心に受けた傷のケアのためのカウンセリング等を実施している。

相談の状況 (単位：件)

年 度	電 話	面 接	メー ル	合 計
令和 元年度	221	170		391
2 年 度	241	173		414
3 年 度	202	121	24	347
4 年 度	238	167	24	429
5 年 度	326	174	39	539

## 第5 身体障害者更生相談所

# 身体障害者更生相談所

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に基づき、身体障害者の更生援護の利便や市町の援護の適正な実施の支援のため設置されている。

## 1 身体障害者更生相談所の業務

業務種別	業務内容
① 専門的相談指導 ア. 生活相談 イ. 身体障害者手帳の相談 ウ. 手当等の相談	市町が行う身体障害者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。  身体障害者が、自活する上で利用可能な福祉制度等に関する相談。  新規受付や等級変更に係る相談。  特別障害者手当、障害年金等に関する相談。
② 判定 ア. 自立支援医療（更生医療）の判定 イ. 補装具費支給の判定 ウ. 障害者総合支援法に係る判定	更生のための医療費支給に関し、市町がその適否について専門的な判定を依頼してきた場合に実施。  更生のための補装具費支給に関し、市町がその適否について専門的な判定を依頼してきた場合、及び支給した補装具の適合状態について判定依頼してきた場合に実施。  市町が障害者総合支援法に係る介護給付を決定する際に、その支給の種類・量や障害支援区分などの決定が困難で、専門的な判定を依頼してきた場合に実施。
③ 巡回相談	来所が困難な身体障害者のために、市町の依頼により、巡回して医学的見地から手帳・補装具等の相談を行うとともに、更生に必要な専門的な相談に応じる。
④ 市町・関係機関等との連絡調整等	市町・関係機関との情報交換。 市町職員等に対する研修及び技術的支援。

## 2 管内の状況

圏域	市町名	人口(人)	世帯数(世帯)	身体障害者手帳所持者数(人) (R6.3.31 現在)	相談件数(件) (R6.3.31 現在)	
石川中央	金沢市	457,717	208,744	14,579	1,750	
	かほく市	35,216	13,266	1,245	172	
	白山市	109,486	42,319	3,551	152	
	野々市市	57,877	27,219	1,279	145	
	河北郡	津幡町	36,836	13,974	1,127	153
		内灘町	26,136	11,046	906	110
南加賀	小松市	104,715	42,681	3,845	382	
	加賀市	60,425	25,114	2,794	103	
	能美市	48,276	18,857	1,517	56	
	能美郡	川北町	6,061	1,976	168	5
能登中部	七尾市	47,444	20,117	2,136	115	
	羽咋市	19,274	7,977	932	24	
	羽咋郡	志賀町	17,332	7,314	929	51
		宝達志水町	11,342	4,341	459	24
	鹿島郡	中能登町	15,771	6,061	736	36
能登北部	輪島市	22,101	9,345	1,169	129	
	珠洲市	11,817	5,306	873	76	
	鳳珠郡	穴水町	7,363	3,205	356	8
		能登町	14,385	6,239	749	31
管外					—	
計		1,109,574	475,101	39,350	3,522	

人口、世帯数は、令和5年10月1日現在推計値。

### 3 相談判定状況

① 相談判定受付件数の年度別推移

(単位：件)

相談判定内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生医療の判定	3,798	2,041	3,988	3,944	3,003
補装具の判定	424	402	440	433	457
補装具の適合判定	37	60	34	50	62
施設入所の判定					
身体障害者手帳の相談判定					
特別障害者手当・基礎年金の相談判定					
医療相談					
その他(生活、職業)					
判定等受付数合計	4,259	2,503	4,462	4,427	3,522
判定等受付実人員数(人)	4,051	2,298	4,163	4,136	3,198

② 内容別相談判定受付状況

区分	内容 受付人員数 (人)	相談内容(件)										計	
		更生医療	補装具	適合判定	施設利用	生活	身体障害者手帳	特別障害者手当	年金	医療	その他		
来所	1		1										1
出張・巡回	17		17	8									25
書類	3,180	3,003	439	54									3,496
計	3,198	3,003	457	62									3,522

\*来所、適合判定1は前年度補装具の相談を受けたケースの追加相談

③ 内容別判定状況

(単位：件)

区分	判定方法	医学的判定						心理判定	職能判定	その他の判定	計	判件 判定数 書交付
		更生医療	補装具	適合判定	身体障害者手帳	特別障害者手当	年金					
来所			1								1	1
出張・巡回			17	8							25	17
書類		3,003	439	54							3,496	3,172
計		3,003	457	62							3,522	3,190

## ④ 医学的判定実施状況

(単位：件)

判定内容	判定方法	整形外科	耳鼻科	眼科	心臓外科	腎臓内科	肝臓内科	その他	小計	合計
更生医療	書類		2		609	2,251	33	108	3,003	3,003
補装具	来所	1							1	457
	巡回	17							17	
	書類	254	185						439	
適合判定	来所									62
	巡回	8							8	
	書類	54							54	
身体障害者 手帳	来所									
	巡回									
特別障害者 手当	巡回									
医療相談	来所									
	巡回									
合計		334	187		609	2,251	33	108	3,522	3,522

## ⑤ 更生医療判定状況

(単位：件)

区分	術式内容	件数	区分	術式内容	件数
心臓外科	ペースメーカー植え込み術 (交換術含む)	24	じん臓内科	血液透析	358
	両心室ペースメーカー植え込み術			腹膜透析	27
	ペーシング機能付除細動器植え込み術			免疫抑制療法	8
	冠動脈バイパス術	82		じん移植	2
	僧帽弁置換術	44		期間延長(血液・腹膜・免疫)	1,856
	大動脈弁置換術	90		その他	
	大動脈弁置換術(経皮的)	110		小計	2,251
	心房(室)中隔欠損閉鎖術	6	肝臓内科	免疫抑制療法	4
	大動脈置換術	48		期間延長	29
	三尖弁形成術	40		その他	
	僧帽弁形成術	42		小計	33
	埋込型除細動器移植術	3	整形外科	人工股関節	
	メイズ手術	14		人工膝関節	
	大動脈弁形成術	1		その他	
	左心室形成術			小計	
	ベントール手術	1	耳鼻咽喉科		2
	その他	104	眼科		
	期間延長		その他		108
小計	609	合計		3,003	

※その他 NO.109 腫瘍切除等(粘液腫)含む

⑥ 補装具判定実施状況

(単位：件)

区分	種類	件数	
整形外科 装具	義手	肩義手	
		上腕義手	1
		肘義手	
		前腕義手	
		手義手	1
		手部義手	
		手指義手	
	義足	股義足	1
		大腿義足	5
		膝義足	
		下腿義足	14(2)
		下腿義足(サイム義足)	2
		果義足	
		果義足(足根中足義足)	1
	足指義足		
	義肢その他		
	下肢	股装具	
		長下肢装具(靴型付)	
		長下肢装具	2
		膝装具	4
		短下肢装具(靴型付)	4
		短下肢装具	92
		足底装具	12
		股関節外転装具①	
		股関節外転装具②	
		両長下肢装具(骨盤付)	
	靴型	長靴・半長靴	6
		チャッカ靴・短靴	6
	体幹	頸椎装具(胸椎装具付)	
		頸椎装具	
胸椎装具(肩バンド付)			
胸椎装具		2	
仙腸装具・腰椎装具			
上肢	肩装具	1	
	肘装具タイプ1		
	肘装具タイプ2		
	手背屈装具・長対立装具		
	把持装具		
	短対立装具		
MP屈曲・伸展装具			
指装具			
装具その他			

区分	種類	件数			
整形外科	車いす 普通型オーダー	23(1)			
	車いす 普通型レディー	32			
	車いす リクライニング式普通型				
	車いす リクライニング式手押し型	2			
	車いす 手動リフト式普通型				
	車いす 手押し型	5			
	車いす ティルト式	2			
	車いす ティルト式手押し型				
	車いす リクライニング・ティルト式	3			
	車いす リクライニング・ティルト式手押し型	9			
	車いす 特例				
	車いすその他				
	電動車いす 普通型	1			
	電動車いす リクライニング式普通型				
	電動車いす リフト式普通型				
	電動車いす 三輪型(ハンドルタイプ)				
	電動車いす 手動兼用型				
	電動車いす ティルト式				
	電動車いす リクライニング・ティルト式				
	電動車いす 電動ティルト・手動リクライニング式	1			
	電動車いす 特例	2			
	電動車いすその他	10			
	歩行器				
	座位保持装置	22			
	重度障害者用意志伝達装置	6			
	その他				
	整形外科計		272(3)		
	眼科	義眼			
		矯正眼鏡			
		弱視眼鏡			
		コンタクトレンズ			
		遮光眼鏡			
		その他			
		眼科計		0	
		耳鼻咽喉科	補聴器	高度難聴	
				ポケット型	2
				ポケット型イヤモールド付	2
	耳かけ型			42	
	耳かけ型イヤモールド付			76	
	重度難聴				
	ポケット型		1		
	ポケット型イヤモールド付		1		
	耳かけ型		3		
	耳かけ型イヤモールド付		36		
	耳あな型	13			
その他	9				
耳鼻咽喉科計		185			
その他					
合計		457(3)			
適合判定(再掲)		62			

( ) 内は内数で、糖尿病によるもの

⑦ 市町別相談判定受付状況

(単位：件)

圏域	内 容		更生医療	補装具	適合判定	施設入所	医療相談	身体障害者手帳	特別障害者手当	生活相談	その他	計	
	市町名												
石川中央	金 沢 市		1,565	158	27							1,750	
	か ほ く 市		156	15	1							172	
	白 山 市		101	46	5							152	
	野 々 市 市		126	17	2							145	
	河北郡	津 幡 町		139	12	2							153
		内 灘 町		98	12								110
南加賀	小 松 市		319	55	8							382	
	加 賀 市		72	24	7							103	
	能 美 市		41	13	2							56	
	能美郡	川 北 町	2	3								5	
能登中部	七 尾 市		88	24	3							115	
	羽 咋 市		13	11								24	
	羽咋郡	志 賀 町	28	23								51	
		宝 達 志 水 町	18	6								24	
	鹿島郡	中 能 登 町	27	7	2							36	
能登北部	輪 島 市		116	12	1							129	
	珠 洲 市		68	8								76	
	鳳珠郡	穴 水 町	5	3								8	
		能 登 町	21	8	2							31	
そ の 他													
計			3,003	457	62							3,522	

## 第 6 知的障害者更生相談所

# 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条の規定により設置されたものであり、次の業務を行っている。

## 1 知的障害者更生相談所の業務

### (1) 相談業務

18歳以上の知的障害者及びその家族などから施設利用、日常生活、療育手帳、医療、進路、就労、障害年金、各種手当等についての相談に応じ、助言、指導を行っている。また、市町や関係機関等と連携し、必要な支援を行っている。

来所による相談が困難な者に対しては、福祉事務所や市町などと連携し、出張による相談にも応じている。

### (2) 判定業務

主に次のとおりの各種判定を行っている。

業務種別	業務内容
市町からの依頼による判定	市町が知的障害者の援護を行うにあたり、医学的、心理学的及び職能的判定が必要な場合に、その求めに応じて判定を行う。
療育手帳の判定	療育手帳の交付及び更新のための判定。
手当の判定	手当の支給を希望する在宅の知的障害者について、特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当の支給要件に該当するか否かの判定をする。

### (3) 情報提供

#### ア 障害年金等診断書作成にかかる情報提供

知的障害者が、医療機関で障害年金等診断書の作成を依頼する際、障害程度、経緯等について本人・家族等の求めにより、情報提供をする。

#### イ 職業指導にかかる情報提供

知的障害者が公的機関で職業指導を受ける際、その指導に資するために、本人同意のもと当該機関からの依頼に応じて障害の程度等について情報を提供する。

#### ウ 被害解決のための情報提供

知的障害者が詐欺などの被害にあった場合、その問題解決のために、本人同意のもと当該支援機関からの依頼に応じて情報提供をする。

### (4) 市町に対する支援

市町が障害者に対して相談に応じたり、障害福祉サービスの支給決定の際の障害支援区分や、支援の必要性についての整理等に関して困難が生じた場合に、市町からの求めに応じて技術的助言を行っている。

## 2 管内の状況

圏域	市町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	療育手帳所持者(人) (R6.3.31 現在)	相談数 (人) (R6.3.31 現在)	
石川中央	金沢市	457,717	208,744	3,898	294	
	かほく市	35,216	13,266	334	21	
	白山市	109,486	42,319	976	68	
	野々市市	57,877	27,219	432	35	
	河北郡	津幡町	36,836	13,974	306	22
		内灘町	26,136	11,046	199	21
南加賀	小松市	104,715	42,681	961	79	
	加賀市	60,425	25,114	593	61	
	能美市	48,276	18,857	457	38	
	能美郡	川北町	6,061	1,976	42	0
能登中部	七尾市	47,444	20,117	569	36	
	羽咋市	19,274	7,977	217	13	
	羽咋郡	志賀町	17,332	7,314	220	12
		宝達志水町	11,342	4,341	146	9
	鹿島郡	中能登町	15,771	6,061	180	12
能登北部	輪島市	22,101	9,345	289	14	
	珠洲市	11,817	5,306	128	16	
	鳳珠郡	穴水町	7,363	3,205	81	6
		能登町	14,385	6,239	186	13
管外					15	
計		1,109,574	475,101	10,214	785	

人口、世帯数は、令和5年10月1日現在推計値。

### 3 相談判定状況

#### (1) 相談処理状況

区分	取扱実人員 (人)	相談内容(件)								計
		療育手帳	生活	職業	施設	医療	手当	他情報 機関への 提供	その他	
来所	287	279				30			8	317
書類	480	327				117		36		480
出張	18	17						1		18
計	785	623				147		37	8	815

#### (2) 判定状況

区分	判定実人員 (人)	判定内容(件)						計
		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	社会診断	特別障害者 手当の評価	その他	
来所	286	85	286		285	26		682
書類	310		310		310	24		644
出張	18		18		18	5		41
計	614	85	614		613	55		1,367

#### (3) 文書交付状況

(単位:件)

区分	文書交付					計
	療育手帳	診断情報 提供用の 提供	他情報 機関への 提供	特別児童 手当診断書 扶養	証明 その他書	
来所	278	30	3	16	11	338
書類	310	117	36		3	466
出張	17		1		1	19
計	605	147	40	16	15	823